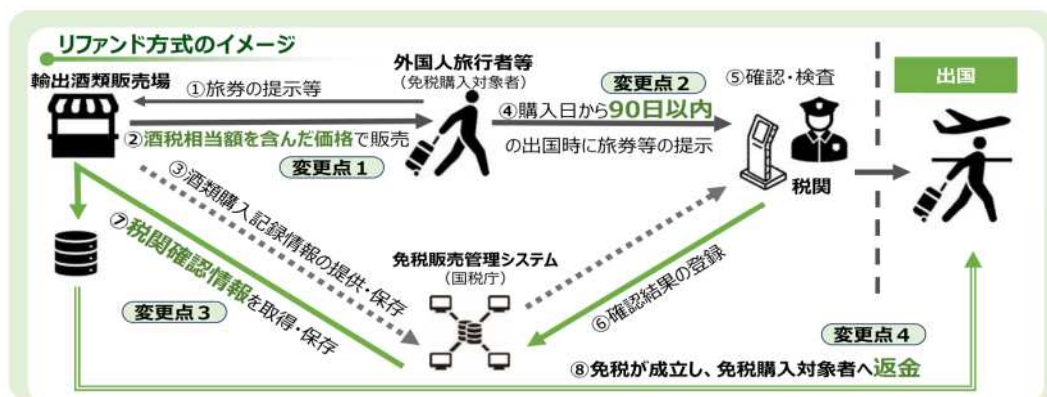


輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の皆様へ ～輸出酒類販売場制度のリファンド方式への見直しについて～

令和7年5月
国 税 庁

令和8年11月1日から、輸出酒類販売場制度は、輸出物品販売場制度に併せて、リファンド方式に移行します。

- 既存の輸出酒類販売場は新制度の許可を受けたものとみなされます。
- (注) 1 酒税の免税を受けようとする場合には、消費税の免税を受けるための輸出物品販売場の許可に加えて、輸出酒類販売場の許可も受ける必要があります。
- 2 輸出酒類販売場を移転する場合には、「輸出酒類販売場廃止届出書」を移転前の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し、「輸出酒類販売場許可申請書」を移転後の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し改めて許可を受ける必要があります。
- 3 免税販売手続電子化未対応の輸出酒類販売場（令和8年10月31日までに「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出の輸出酒類販売場）については、令和8年10月31日をもって輸出酒類販売場の許可の効力を失うこととされています。
- 令和8年11月1日以降も輸出酒類販売場で行う取引について免税の適用を受けるためには、リファンド方式に対応する必要があります。現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。



※ 免税購入対象者への返金手続については、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託するといった方法が考えられます。具体的な返金手続をどのように実施するかは法令においてルールを定めているものではありません。返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、税関確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられます。

「リファンド方式への移行」に伴う主な改正事項は、消費税の輸出物品販売場制度と同様ですので、輸出物品販売場制度の「リファンド方式特設サイト」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm>)

令和8年11月1日から実施

リファンド方式 特設サイト

輸出物品販売場制度（リファンド方式）の最新の情報はこちら

消費税の輸出物品販売場のリファンド方式に関する**通達**や**Q & A**、**免税販売管理システム**の改修に係る「免税販売管理システム API 仕様書」を掲載しています。**詳しくはこちら**



詳しくはこちら

酒税申告の方法等について、輸出酒類販売場制度に関する**通達**や**Q & A**（リファンド方式）等もご参照ください。

※ 輸出酒類販売場制度では、いわゆる直送制度は廃止されました。

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/syuhanjyo/index.htm>)